

經濟論叢

第102卷 第4号

- 19世紀後半期のイギリス使用者団体 ……………前 川 嘉 一 1
- ローザ・ルクセンブルクの
マルクス主義方法論 ……………竹 本 信 弘 17
- 体系的切羽と機械採炭 ……………阿 部 功 37
- 社会政策の発展理論 ……………石 田 傳 56

書 評

- 白 髭 武「広告とPRの研究」……………橋 本 勲 74
-

昭和43年10月

京 都 大 学 經 濟 學 會

19世紀後半期のイギリス使用者団体

——王立委員会調査報告（1892）を中心にして——

前 川 嘉 一

I 労働組合研究と使用者団体研究

いわゆる労働問題として、雇用ならびに失業をめぐる労働市場、賃金およびその他労働諸条件および労働者の生活状態等が、その主要な問題領域として論ぜられる。すべてそれらは、資本制生産関係における内在的合法則性にもとづいて提起されるにせよ、「資本」と「賃労働」の対抗関係のもとで、具体的、現実的な問題となる。したがって、労働問題は、いずれにせよ、労資対抗関係の視点から、すなわち、労資の主体的な政策意志にもとづく行動の対抗関係のもとで考えられねばならない。労働組合およびその運動が論ぜられるものは、その一側面である。

戦後、イギリス労働組合についての研究は、次第に緻密化の傾向を示してきた。すなわち、個別産業における研究、特定の時期・問題についての研究がすすんだ¹⁾。労働組合の研究に、資本の労働者に対する政策が包摂されて論ぜられねばならないとしても、それは労働組合が主体であるため、限定をうけることはやむをえない。労働組合の研究が緻密化したといっても、これに変わりはない。それ故、労働組合に対置して、資本の労働者に対する政策とその行動様式の研究が必要となる。

労働組合研究の促進に比べて、いわゆる使用者団体の研究は、クレッグ(H. A. Clegg)も述べているように²⁾、従来、極めて貧困であったし、最近にお

1) 個別産業におけるの、また特定時期についての労働組合運動史研究については、Henry Pelling, *A History of British Trade Unionism*, 1963, 大前訳附録の参考文献参照のこと。

いても多くの研究成果を提示することはできない⁵⁾。その主たる理由が、たとえ、資料上の制約にあるにしても⁶⁾、使用者団体に関する研究はあまりにもこれまで不十分なものであって、今後、労働問題研究の前進のためには、理論的にも政策的にもとりあつかわねばならない課題である。

また、使用者団体は「労働組合の力が大きくなるのに対応して個々の使用者では余りにも弱体であることを知って、共同抵抗の目的から生じたもの」⁷⁾であり、「使用者団体は産業のちがいによって団結の程度が異っているが、それはおそらくそれぞれの産業における労働者組織の質的差異から生じているものであろう」⁸⁾と、王立委員会報告 (Royal Commission on Labour) が述べているが、このように使用者団体は「労働組合の相対物」⁹⁾であるとすれば、使用者団体の機能、組織は、労働組合の状況を反映するものであって、その研究は、労働組合の研究の補完あるいは検証の意味をもつ。この意味において、使用者団体の研究は労働組合の研究と緊密な関係にあり、この点からも深められねばならない課題である。

前述のとおり、クレッグの指摘によれば、使用者団体は労働組合の相対物である。ではその相対的關係は、事実において、どのようなものであったか。すなわち、賃労働の質的変化、それに伴う労働組合の発展に、使用者は組織と機

-
- 2) H. A. Clegg は使用者団体の研究としてあげられるのは僅かつぎの7篇であるという——
L. H. Powell, *The Shipping Federation, 1890-1950*, published by the Federation (1950);
Ellie Howe, *The British Federation of Master Printers, 1900-1950*, published by the Federation (1950); *The Social Science Association's Report on Trade Societies* (1860); *Evidence offered to the Royal Commission on Trades Unions of 1867*; *The Royal Commission on Labour of 1891*; *The Royal Commission on Trade Disputes and Trade Combinations of 1903*; *The Short-lived Industrial Council during its Inquiring into Industrial Agreements conducted in 1912*—H. A. Clegg, *The System of Industrial Relations in Great Britain*, in Edited by Allan Flanders & H. A. Clegg, 1956, p. 201.
- 3) 戦後労使関係の再検討が問題となるに及んで、Edited by Allan Flanders & H. A. Clegg, *The System of Industrial Relations in Great Britain* (1956); E. H. Phelps Brown, *The Growth of British Industrial Relations* (1959) のなかで使用者団体が論ぜられ、また H. A. Turner, *Trade Union and Growth Structure and Policy* (1962) の付論で棉業の使用者団体が論ぜられているが、その数は極めて少ない。
- 4) Allan Flanders & H. A. Clegg, *op. cit.*, p. 201; E. H. Phelps Brown, *op. cit.*, p. 263.
- 5) 6) Royal Commission on Labour, *Fifth and Final Report*, June 1894, p. 31.
- 7) Allan Flanders & H. A. Clegg, *op. cit.*, p. 19.

能でどのように対応したか。この問題を使用者団体の19世紀の後半期の実態から明かにすることが本稿の課題である。そのため、1892年6月、王立委員会から公刊された使用者団体規約を中心とする報告書 (*Rules of Associations of Employers and of Employed*, June 1892) を中心として検討したい。

Ⅱ 初期使用者団体とその消滅

19世紀後半期の使用者団体を問題とするに先立ち、いわゆる初期組合 (Early Union) に対応する初期使用者団体⁹⁾ の特徴の概要を、後論の必要上、簡単にふれておきたい。

周知のとおり、1820年代後半より急激に組織され、抵抗を示してきた初期組合に対し、使用者は従来の恣意的な賃労働についての専制支配を確保するため、組織的対抗をもって臨む必要が生じた。それが初期使用者団体の結成となる。初期使用者団体について、クレッグはつぎのように説明する。「労働者との取引に、多くの初期使用者団体は、〈労働組合の〉要求に当面して、その要求を拒否するとき、使用者団体にまもってくれるようにと訴えている使用者を援助することを主な機能とする、と考えたようである。かくして、使用者団体には要求は拒否すべきものか否かを決定する機関と、無理にでも労働者に〈使用者の〉拒否を受け入れさせる方法とが必要であった」⁹⁾と。

初期使用者団体は強い姿勢をもって労働組合に臨んだ。その具体的な組合対策としては、自らストライキ保証金および「ブラック・レッジ」、*「フリー・レーバー」*を、すなわち紛争に対処する資金と労働力、を準備する一方¹⁰⁾、またいわゆる「ドキュメント」(*document*) 政策を用いた¹¹⁾。しかし、このような初期使用者団体は各業界分野で形成されたものではない。その結成はとくに

8) Brown によれば、使用者団体の歴史的始源は産業革命時に遡り、また Turner によればさらに1747年 (*Small master's combination*) にまで遡るが、何れにしても明らかでない。本稿で初期使用者団体というのは団体禁止法撤廃後のものをいう。

9) Allan Flanders & H. A. Clegg, *op. cit.*, pp. 206-207.

10) *Ibid.*, p. 207.

11) 'document' policy は、本来 Grand National Consolidated Trade Union を破壊する目的から雇主が採用した方法で、労働者に労働組合からはなれているという宣誓文書にサインを求めるもの。

労使間に緊張関係のあった分野にかぎってみられた¹²⁾。たとえば、グランド・ナショナル (Grand National Consolidated Trade Union) に労働者が結集し抵抗していた建築業では一般建築業者協会 (General Builders' Association) が結成されていた。結成されていた使用者団体でも、労使間の緊張が強まった争議時においてのみ、その機能の行使があったのであり、決して継続的に活動しなかったようである¹³⁾。この意味で、初期使用者団体は初期労働組合と対応する。

このように局部的に存在し、活動も断続的であった初期使用者団体は、その後、存在意義を失う。労働者がクラフト・ユニオン体制を構築し、労働組合は近代社会のなかで市民権を確保するのに努める一方、政策的には体制内的な方針をとるにおよんで、使用者は労働組合をいままでのように組合否定の政策でもって臨むのではなく、生産の継続的発展、したがって中心労働力である熟練労働者の維持確保のためには、むしろ経済的譲歩策を用いて組合を資本体制に包摂してしまうことを考えた。このため、労働組合の存在を肯定し、これに協調的態度を示し、労使関係は一般的に個別資本によって、自由な任意的制度 (voluntary system) として再構成されることになったからである。

産業資本の上昇期において、個々の資本にとって重要なことは生産の拡大である。この場合、使用者が組織によって労働者に対抗することは、むしろ労使争争の原因であり、それはまた生産の中断ともなると考えられた。使用者は、ただ労使間に問題が生じた場合は、それぞれ自らの責任において解決を図るべきだという考え方が一般的となっていたのである¹⁴⁾。

初期使用者団体のほとんどのものが、産業資本体制の確立、そして労働者のクラフト・ユニオン体制の形成とともに消滅した。労働問題を対象にして、使用者が組織をもって、相互に規制するという考えは、19世紀中頃葉一般に否定されていたのであるが、クラフト・ユニオンが、体制内的存在であったとはい

12) 従来、労使関係は、話し合い、口頭による協約あるいは慣行で保持されており、当時も特別の場合を除いて慣習から使用者が組織的に労働者に対処する必要はなかった。

13) Allan Flanders & H. A. Clegg, *op. cit.*, p. 203; E. H. Phelps Brown, *op. cit.*, p. 263.

14) E. H. Phelps Brown, *op. cit.*, p. 269.

え、組合として整備、発展し、その機能を効果的に行使するようになったとき、この使用者の労使関係に関する理念に動揺が生じた。1867年王立委員会が証言した使用者のうち、かなりのものがつぎのことで一致した。すなわち、労働組合は有害な機関であるということ、あるいは少なくとも労働組合はその力を濫用し、望ましくない結果を生みだす、そして使用者団体なるものは、好ましくないが労働組合に対する使用者の自己防衛の手段としてやむをえないものとみなす、という点であった¹⁵⁾。

ここで注目すべきことは、使用者が労働組合に対応するため、相互規制の必要を認め、これを肯定したことである。かくして、クラフト・ユニオンの拡充に対して、新たな使用者団体問題が提起されることになる。1892年王立委員会の調査の対象となった使用者団体はこの時期からのことである。

イギリス使用者団体の確立は、ブラウン (E. H. Phelps Brown) によれば、「1906年までその発展は不完全、不安全なもの」¹⁶⁾といい、クレッグは「今日の大抵の大きな使用者連盟——機械、建築、造船、海運、印刷など——90年乃至今世紀はじめの数年間で現在の形態をとった」¹⁷⁾と論じ、若干、両者に確立時のずれがみられるが、いずれにしても、ほぼ、19世紀末まで使用者団体は未確立状況にあったと一致している。ここでいわれる「確立」とは、使用者団体が労働組合に対応する機能と、全国的な連合体としての組織体制をもつことの意味である。この意味では19世紀末まで確立はなかったといえ、ここに至る形成過程を無視することはできない。

王立委員会最終報告は1865—1892年に至る期間に設立された使用者団体の調査資料 (70団体) にもとづいて、「形成上使用者団体は労働者の団体よりも普通おくられている。それは、労働組合の力が大きくなってきたのに対応するために、個々の使用者では余りにも弱体であることと知って、共同抵抗の目的から生じた。とはいえ若干のものは旧くからある。それは、職業に関する立法を監

15) Allan Flanders & H. A. Clegg, *op. cit.*, p. 204.

16) E. H. Phelps Brown, *op. cit.*, p. 268.

17) Allan Flanders & H. A. Clegg, *op. cit.*, p. 204.

視するため、また使用者相互の協約によって競争を緩和するため結成され、組合の活動に対抗するための相互保護の機関として発展した」¹⁸⁾とその形成および発展を要約している。したがって、19世紀の60年代より使用者団体がどのような目的をもって形成され、発展したか、今世紀にかけての「確立」との関係において、その検討を加えることは必要と思われる。そのような視点から、19世紀末までに、すでに形成されていた使用者団体を、単に特定産業での例外的な存在として看過することはできないのである。

王立委員会のよって得られた資料は、すでに述べたように、1865—1892年に亘る時期の使用団体のものである。この時期は、労働組合の側にあるのは、クラフト・ユニオンの体制が確立し、さらにそれが部門別に発達していった時期、そして、最後の3—4年(1889—1892年)は、いわゆる新組合主義をもって、一般組合(General Union)が成立し、発展した時期にあたる。換言すれば、「旧組合」の発展期と「新組合」の成立期にまたがっている。したがって、王立委員会は、性格を異にする2つの労働組合に対応する使用者団体を調査の対象とすることになる。まず、「旧組合」の発展期に設立した使用者団体はどのようなものであったか。

労働者(熟練工)が資本に対応するため、クラフト・ユニオンの体制を整え、労働市場を自律的に統轄することによって、賃金ならびに労働諸条件を維持・確保する成果をあげるにおよんだ段階において、使用者団体の存在、機能はどのようなものであったか。

Ⅲ クラフト・ユニオン体制と使用者団体

新組合主義の急激な抬頭をみて、流動化してきた19世紀末イギリス労働組合運動の状況にかんがみ、保守党政府は、労使関係、その団結および最近の争議¹⁹⁾で問題になってきた労働諸条件を調査するため、1891年4月、王立委員会

18) Royal Commission on Labour, *Fifth and Final Report*, 1894, p. 31.

19) 「最近の争議」とはロンドン・ドック労働者の争議および各地のガス労働者の争議を指し、何れも不熟練労働者の新たな組合運動である。

を設置した。さきの、1867年の王立委員会が労働組合および他の団体の組織や規約およびそのような団体が労使関係や業界、産業界におよぼす影響の調査を目的として設置され、その調査活動が行われて以来のことである。その設置目的において、両委員会はほぼ同じであるが、1867年委員会はシェフィールド暴行事件に端を発して設けられたもので、ウェッブ(S. Webb)もいうように²⁰⁾、その調査の対象はあくまで「労働組合とその効果との全問題」にあった。これに対し、1891年委員会は、労働組合、使用者団体、および両者の関係を問題とするもので、その調査報告もその課題に沿ってなされた。すなわち、労働組合との対応で使用者団体が本格的にとりあつかわれたのは、この1891年委員会である。ここに両委員会の相異を認めないわけにはいかない²¹⁾。

このような課題をもって、1891年4月設置された王立委員会は、その後3年間に亘って労働問題の調査にあたり、1892年3月の第1回報告書をはじめとして5回におよぶ報告書を発表し、1894年5月、その任務を終えた²²⁾。その間、1892年6月、労働組合、使用者団体および労使協議会等の団体規約を、蒐集し調査資料として発表した。

委員会が、資料を蒐集し得た使用者団体数は70団体で、それは業界別につきのように分類されている²³⁾。

Aグループ——機械、鉄鋼および一般金属業……9、鉱山業……11、造船業……2

Bグループ——船主、ドッグ業者等……5、運輸業者……2、一般労働使用者……1

Cグループ——製パン業者……1、建築業者……24、衣服製造業……3、レース製造業……1、製粉業者……1、陶器製造業者……1、印刷業……1、織

20) Sidney and Beatrice Webb, *History of Trade Unionism*, 荒畑訳, 252ページ。

21) 1867年の王立委員会は the Royal Commission on *Trade Unionism* で、1891年のそれは the Royal Commission on *Labour* であることが両者の相異を示すものである。

22) 委員会の最終報告は、公刊は1894年6月21日であるが、報告そのものの提出は1894年5月24日で、このとき委員会は任務を終えたとみてよい。

23) Royal Commission on Labour, *Rules of Associations of Employers and of Employed*, 1892, p. xxii.

物業……8

委員会の調査では、まず、これらの使用者団体の設立時点が問われている。得られた資料は、必ずしもすべて適確なものとはいえない。なぜならば、なかには、規約の採択時、改正期および公刊期をもって、設立時の回答にあてている使用者団体があるからである。以下例示する団体は、設立時点の正確なものに限定するが、いま、資料上の不備にもかかわらず、一応これら70団体を設立時期による区分で表示すればつぎのようである²⁴⁾。

設立時期別、グループ別使用者団体数

	Aグループ	Bグループ	Cグループ	計
1865~69	1	—	4	5
1870~74	3	—	4	7
1875~79	5	—	5	10
1880~84	2	1	3	6
1885~89	5	—	3	8
1890~92	5	7	12	24
不明	1	—	9	10

委員会の資料によれば、これら使用者団体のうち早期に設立したのは1865—69年の5団体、すなわち、東部スコットランド機関技師 および 鑄鉄師協会、(East of Scotland Association of Engineers and Ironfounders—1865) 全国建築業者協会〈リバプール支部〉(National Association of Master Builders—Liverpool Branch—1866)、なめし皮業者協会〈リーズ地方〉(The Association of the Leather Trade—Leeds and District 1866)、グラスゴウ左官業者協会 (Glasgow Master Plasters' Association—1869) およびノッチングムレース製造業者協会 (The Nottingham Lace Manufacturers' Association—1869) である。この5団体の規約に検討を加え、19世紀後半の使用者団体で「旧組合」に対応するもの考察をしたい。

まず、これら5団体の目的および規制の内容についての概要をそれぞれの規約によって示しておく。

24) *Rule of Associations of Employers and of Employed*, 1892, より作成。

〔東部スコットランド機関技師および鑄鉄師協会〕²⁵⁾

目的——協会員が雇用している職人、徒弟あるいは一般労働者との協約条件を規制する、そして一般に両者間に生ずるあらゆる問題で協会員の利益をまもり、促進する。

規制——協会員は雇用している職人、徒弟および一般労働者の行為に憤激を覚えることがあれば協会に申出る。会長は原因が判明すれば特別役員会の招集を命ずる。

役員は協会の目的に適し、雇用の協約条件を規制するため必要と思われる規定を総会に提出する。それは全協会員を拘束する。

週労働は57時間で60時間まで同一賃率で支払われる。

もし、協会として拒否すべきと考えている労働者の要求に譲歩してしまった使用者に、労働者が雇用を求めて協会員のところから去れば、その労働者は二度と協会員によって雇用されない。協会員は前使用者からの引き合いがなければ他の協会員のところからくる労働者を雇用しない。

〔全国建築業者協会=リバプール支部〕²⁶⁾

目的——協会員相互の友好を促進する。あらゆるところからの業界に関する情報を協会員のあいだにまわす。建築士と建築業者間に契約に関するより一層公正な条件を確保する。そしてストライキとロック・アウトを未然に防止する上から使用者が職工との間で職業問題に対処できるようにする。

規制——協会員に仲裁その他の方法でストライキおよびロック・アウトをさけるため最善をつくさねばならないが、もし職工がストライキに入り、公正な決定を拒否するならば、協会員は所定の日に雇用している職工数を協会に報告しなければならない。それから特別総会が開催され、職工数10人で1票、200人およびそれ以上6票までという比率で投票を行い、もし賛成3分2以下であればロック・アウトはできない。争議が1支部でおきる場合、役員は使用者の会合を招集しその問題を論じ、望ましいと考える勧告を行なう。

全国協会と当該職業の各部門で従事している労働者の諸組合との両代表が合意した個々の作業規制は賃金、時間、残業およびその他の雇用条件に関する諸規定をもつ。

〔なめし皮業者協会=リーヴ地方〕²⁷⁾

25) *Ibid.*, p. 110.

26) *Ibid.*, pp. 311-312.

27) *Ibid.*, p. 329.

目的——業者の利益をまもる。

規制——不詳

〔グラスゴウ左官業者協会〕²⁸⁾

目的——徒弟、職人および一般労働者を含めて雇用しているものに対する協会員の賃金支払を規制する。とくに時間払の賃金率を定め、仕事遂行にあたっては相互に助言を行なう。

規制——不詳

〔ノッチングムレース製造業者協会〕²⁹⁾

目的——最善の職業規制と賃率をもうけ、労使関係の規制に関するすべての問題に統一行動をとり、労働者からの不当な要求に抵抗して、協会員の職業利益をおしすすめる。

規制——ストライキが協会員に対して生ずる場合、ストライキを行なう労働者の名前が協会に送付されねばならない。そしてどの協会員もその労働者を雇用しない。労使間の衝突を防ぐため、協会は努めてレース業調停委員会に協力する。

これらの使用者団体は、いずれも生産に必要な労働力を主として熟練工に依存する業種であり、組織は地方的なものである点に、共通している。その目的とするところは主として労働問題である。そこでみられる対応方向は、労使間で合意に達した雇用契約条件を厳守し、労働者からの要求には抵抗すること、原則としては協議、調停の路線をとり、紛争（ストライキおよびロック・アウト）はさける。そのためにストライキが生ずればノート（discharge 'note'）およびリスト（circulation of list）政策³⁰⁾をとることにし、自らはロック・アウト決定に慎重な審議手続をとる、というものであった。

労使協議を基本態度とし、紛争をさけるという使用者団体の方針は、初期使用者団体の組合否定のそれとは明らかに差異がある。しかし、その反面、紛争回避の最終的手段としてノートあるいはリストをもって労働組合に臨んだのは、それがかつてのドキュメント政策の変形した政策であれば、初期使用者団体と具体的な政策面でのつながりのあることを認めないわけにはいかないであろう。

28) *Ibid.*, p. 316.

29) *Ibid.*, p. 323.

ところで、使用者団体の形成には使用者に対する労働組合からのインパクトが決定的要件である。クラフト・ユニオンは、周知のとおり職業独占と労働力の供給規制によって標準的労働条件を確保するという、間接的方法をとるものであれば、それは使用者に直接的にインパクトを与えるものではない。それ故、その場合の使用者団体は、対労働組合の視点からは存在意義を失い、たとえ形成されたとしても例外であり、多くは産業上の問題を対象とする使用者団体として、すなわち価格決定、供給規制、技術問題および立法活動等の上で業者利益を確保するための機能をもつ組織として形成された、とみれるわけである³¹⁾。

クラフト・ユニオンの体制のもとで、使用者団体は産業上の問題を対象とする業者団体とならざるを得ないと考えるならば、前述の各使用者団体は、なめし皮業者協会を除いて、すべて例外的なものであるのか。ここで注意すべきは例示の使用者団体は地方的組織であったことである。ほぼ同一時期にあって全国的組織のものはどのようであったのか。それこそまさに例外的存在であった。しかもそれは労働問題よりも産業問題を対象するものであったと考えられる。王立委員会の調査資料に見出される当時の全国的使用者団体、イギリス銑鉄業者協会 (British Iron Trade Association—1876) は、主たる目的を商業問題についての情報活動および調査活動におく機関であった³²⁾。さきに述べた考え方は、このような全国的組織としての使用者団体によくあてはまることである。

したがって当時の使用者団体は全国的組織としては、例外的存在であり、且つ主として産業問題をとりあつかうものであった、他方、当時形成されていた使用者団体の多くは地方的組織であり、それを主として労働問題をとりあつかうものであった、と考える。地方的組織として形成された使用者団体が主として労働問題をとりあつかったとしても、クラフト・ユニオン体制と矛盾するものではない。なるほどクラフト・ユニオンは全国的組織としては、さきに述べたよ

30) 《the discharge 'note'》は前の使用者から有利な報告をもっていない労働者は使用から除外する方法であって、これには労働組合の反対があり、そこで《the circulation of 'the list'》となるが、これはストライキをやったものの氏名リストを使用者が秘密で作成し、使用者団体の加盟員はリストされている労働者の使用を見合せた。

31) Allan Flanders & H. A. Clegg, *op. cit.*, p. 203; E. H. Phelps Brown, *op. cit.*, p. 264.

うに、間接的規制の方法をとったのであるが、地方的段階においては、絶えざる要求活動を使用者に対して行い、それはストライキにまでおよぶこともあって、かかる地方段階の組合との関係からみてそれとの調整をはかるための地方使用者団体の形成は当然のこととみてよいのではないか。ただ、これが全国的体制として、且つ新たな対組合機能を強化した使用者団体としての確立方向をとるには、新たな労働組合理体制の発展から生ずるインパクトが必要であった。それが19世紀末の新組合主義に対応する全国的使用者団体形成の問題である。

IV 一般組合と使用者団体

王立委員会の調査にみられるBグループはA、Cグループと異なり、労働者構成が主として不熟練労働者からなる業種である。労働組合も、クラフト・ユニオンでなく、一般組合の形成された業種である。したがってBグループの使用者団体は、一般組合に対応するもので、その設立も8団体のうち7団体が1890年と1891年に集中している³³⁾。このうち、とくに「海運連盟」(会社)(Shipping Federation, Limited, Great Britain and Ireland—1890)は、一般組合の成立に対応し、再び労働組合を否定する姿勢をもって登場してきた使用者団体の典型と目されているものである。

「海運連盟」は「その目的は組合が船員および労働者を強制加入させるのをやめさせ、乗組員として署名しようとするれば(組合の)妨害をうける人たちをまもってやること」³⁴⁾、したがって、「海運連盟は、とくに組合に対してアクティブなもの」³⁵⁾といわれる。この点を、「海運連盟」の公式の規約によって、あらためて検討しよう。

規約によって目的をみれば、7項目(a～g)にわけて記載されている。その中心目的となるのは、現行の偏向している法律、海上契約、慣習の改善である。

32) Royal Commission on Labour, *op. cit.*, p. 98.

33) *Ibid.*, pp. 143-148.

34) E. H. Phelps Brown, *op. cit.*, 167-168.

35) *Ibid.*, p. 268.

とくに労働問題をとりあつてはいない。ただ連盟の目的の第5項目(e)には「土地、家屋、部屋、事務所、建物、波止場、埠頭、倉庫、各種船舶、その他実用的な個人財産および会社の目的を遂行する上で必要にして有利な権利の購入、借入、賃借、占有あるいは取得のため、また、同様の目的から人を雇入れ乃至解雇するため、ただし、これらの権限は特別の利益のために使われるべきでない」³⁶⁾ (傍点筆者) があげられている。ここに労働問題を包含している。すなわち、雇用と解雇の権限を確保し、いわゆる人事についての裁量権を確立することが目的のなかに入っている。このことは極めて注目に値する。その具体策が「連盟・資格証明書」(Federation ticket) の発行であり——資格証明書をもたなければ雇用されない——いま一つはブラック・レッグの輸送にあてる予備船 (the depotship) を用意することであった³⁷⁾。

「海運連盟」は、規約を全体にわたってみる場合、その目的の一部に重要な人事支配が含まれているにせよ、労働組合に対する強硬な態度をあらわしてはいない。上述の雇用、解雇権を除いて立法活動を中心とする業者団体だとみて差支えないほどのものである。にもかかわらず、その現実に行われた運営は一般組合と対決する政策の展開を中心とする。この点から、すでに述べたように、「海運連盟」は労働組合に対してアクティブな性格をもつものといわれることになる³⁸⁾。

では、われわれは、規約と実際の運営とが、背離するのは当然のことと考えるのか、それとも、矛盾がないとみるならば、いかなる関係でこの二つに脈絡を見出すのか。この問題を検討しないで「海運連盟」を論ずるとすれば、皮相的な見方になってしまうであろう。

いうまでもなく「海運連盟」は全国的組織である、その傘下に地方組織をもつ。両者の機能は有機的關係にある。それ故、「海運連盟」を考える場合、こ

36) Rules of the Shipping Federation (Limited) 3-(e) in Royal Commission on Labour, *op. cit.*, p. 459.

37) E. H. Phelps Brown, *op. cit.*, p. 168.

38) *Ibid.*, p. 268.

れを全体としてとらえねばならない。「海運連盟」に加盟している地方組織の一つ、リバプール、バーケンヘッド地方使用者労働協会 (The Employers' Labour Association, Liverpool and Birkenhead—1896) に例をとり、地方組織の目的、規制の内容をみよう。

〔リバプール、バーケンヘッド地方使用者労働会〕³⁹⁾

目的——労働に関する組織と管理のため事務所を設け、陸上、海上を問わず、労働に関して協会はその利害問題を処理する。

労働組合その他の労働団体と条件を調整する場合、あるいはその不当な要求に反対する場合、相互の支持と協力を保つ (以下略)。

規制——焦眉と思えるストライキに際して、直接外部からの労働供給を確保し、必要物、警察保護の段どりを行い、また必要で適切と思えるその他の手段をとることが協会の仕事である。……外部からの労働者の配分は、(協会の) 要求を充たすだけ十分でないとき、委員会の決定によって割りあてられるべきである。協会員はストライキに入っている、あるいはストライキをおどかす労働者の要求に譲歩すべきである。譲歩する前にまず委員会と協議すべきである。協会員は、まず委員会と協議しないで、協会決定の額より高い賃金を支払わない (以下略)。

上例のように、「連盟」傘下の地方使用者団体の規約は、目的においても、規制の内容においても、明らかに労働組合を対象としたものである。それは労使協議を原則とした組合対策ではなく、労働組合に対し積極的に攻撃の姿勢をとり、そのためにも自らは内部統制規律を図って委員会に強い権限を附与した組織体であった。

「海運連盟」自らは必ずしも直接的に労働組合規制を行動目標の中心においてはなない。むしろ立法規制に重点をおいていたことはさきに述べたところである。しかし、雇用、解雇をめぐる規制方法を取り、さらに現実の労使関係には、連盟傘下の各地方使用者団体が労働組合への攻撃的対応をもって機能する、という全体の機能メカニズムであった。このような全国組織と地方組織は有機的関係をもつものであれば、「海運連盟」はその規約と運営は、地方組織の規約と運営を媒介にして考えると、矛盾したものとはならない。したがって、実

39) Royal Commission on Labour, *op. cit.*, p. 144.

質的には、やはり労働組合に対する挑戦が使用者の底流にあったとみてよいであろう。かくして「海運連盟」は一方において立法規制によって利益確保をはかり、他方、地方組織の直接的且つ有効な対組合の機能をも活用し、全体制的に組合の機能に対決しようとするものであった。

× × ×

王立委員会調査報告にもとづいて、クラフト・ユニオンの発展段階と一般組合の発展段階にそれぞれ対応する使用者団体を、設立の目的および規制内容について、検討を加えたのであるが、この両者のあいだで、断絶を考えるか、あるいは発展の脈絡があるとすればどのように考えるべきか。

周知のとおり、クラフト・ユニオンは、労働市場の自律的規制を有効に果たすかぎり、敢えて争議手段に訴える必要はなく、それはむしろ共済機能を減殺するものとして回避された。しかし、このことは、クラフト・ユニオンが地方段階で団体交渉機能をもたなかったことではない。地方段階では、標準的労働条件の確保のために交渉は当然あったと考えてよい。当時の使用者団体は、例外的に全国組織として形成されたものがあつたとしても、価格、関税等いわゆる産業問題をとりあつかう業者団体であり、他方、労使協議によって雇用契約、労働慣行の保持等労働問題をとりあつかう使用者団体は地方組織として形成された。これはまぎはクラフト・ユニオンの機能メカニズムに対応したものとみなければならない、またこの使用者団体の存在様式からクラフト・ユニオンの地方段階での交渉機能を確認することができるのである。

19世紀末、労働代替性があり、したがって広汎な労働市場をもつ不熟練労働者が、一般組合を結成し、全国的な組合組織によって、立法活動を中心に戦闘的組合運動を展開するようになった。それが全国的組織であること、運動は極めて戦闘的であることは従来の使用者団体に組織・機能の上で限界を感じさせずには措かなかつた、すなわち、直接、全国的段階で、労働組合に対応できる使用者団体への発展を期す必要が生れたのである。さきに述べたBグループの使用者団体の形成がこれにあたる。その代表的存在であつた「海運連盟」は、全

国的段階において、産業問題に関する立法規制に併せて労働市場の直接的な統轄の方法をとり、一般組合の機能包摂に努め、地方的段階においては全面的に直接組合と対決する構えを示した。これは、まさに、一般組合の組織・機能に対応した発展にほかならない。

このように、使用者団体は労働組合の発展におくれながらも、これと対応させて発展してきた。たしかに、19世紀後半期、その始めと終りの時期で使用者団体の質的相異を指摘することができる。しかし、その発展は、従来のものもつ限界が新たな状況で認識されて、すすめられたことを考えるならば、簡単に両者を断絶の関係にとらえて論ずることはできない。内容の質的变化を伴う発展として考えるべきではなかろうか。

このような使用者団体の発展は反作用的に労働組合に変化を与えずにはおかないであろう。とすれば、それはどのようなようであったか。また、労働組合のさらに産業別再編成がすすむ過程で、使用者団体の組織・機能上、再編成が当然考えられるが、それはどのようなようであったか。さらに、これらの諸問題が考察されねばならないが、これにはあらためて別の機会をもちたい。